

令和元年度

第1回 入間市防災会議

日時：令和元年6月27日(木)13時30分～

会場：市役所 501会議室

次 第

1. 委嘱式

- (1)委嘱状の交付
- (2)会長あいさつ
- (3)自己紹介

2. 入間市防災会議

- (1)議題
 - ① 第41回入間市防災訓練について (資料1)
- (2)報告事項
 - ① 「警戒レベル」を用いた避難勧告等の発令について (資料2)
- (3)その他

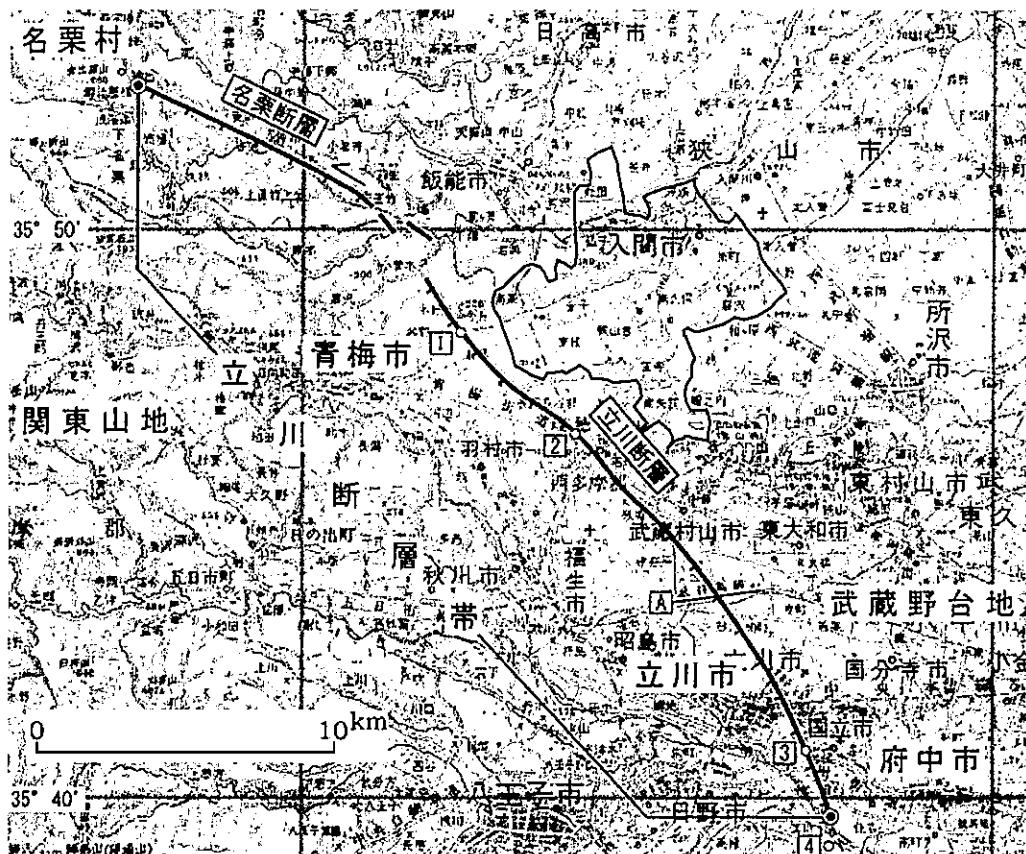
令和元年度入間市防災訓練概要

1. 目的

大規模地震災害や市域に想定される多様な災害事象が発生した際、その被害を最小限にとどめるためには、関係機関及び地域住民相互の綿密な連携が重要です。

入間市では、近い将来発生すると言われている首都直下地震や立川断層帯に起因する活断層地震を想定し、地域の防災力を高め、いざという時の自助・共助・公助の体制を検証するために訓練を実施します。

<参考 立川断層と入間市の配置図>



(地震調査研究推進本部発表の図を抜粋。入間市境界を加筆)

2. 訓練想定

令和元年8月18日（日）午前8時15分、立川断層によるマグニチュード7.4、震度6強の強い地震が発生。直前には大型台風が通過し、市内の土壌雨量指数も高い状態にあったため、土砂災害も発生している。

地震により家屋が多数倒壊し、火災も多発している。また、電気、電話、ガス、水道などのライフラインに重大な障害が発生している。

区・自治会、関係団体、市は地域防災計画等に従い災害対応を開始する。

3. 重点項目

- (1) 自主防災会（区・自治会）との連携による訓練の実施
- (2) 避難行動要支援者の安否確認に関する訓練の実施
- (3) 中学生の訓練参加促進
- (4) 関係機関・団体（社会福祉協議会・消防団等）の特性を生かした訓練の実施
- (5) 災害対策本部訓練（市役所）

4. 主 催

入間市連合区長会、入間市

5. 訓練実施日

令和元年8月18日（日）

雨天決行（気象警報発令時など災害発生の恐れがある場合は中止）

6. 訓練会場

- 市対応訓練会場（8会場。市指定避難所での開催を推奨する）
- 各自主防災会訓練会場
- 災害対策本部訓練会場（市役所）
- その他訓練会場（各支所、小中学校、保育所等）

7. 主要な実施内容

- 関係機関と自主防災会の連携による8会場での市対応訓練
- 各自主防災会による、避難・避難誘導、避難者名簿作成、情報伝達等の訓練
- 災害ボランティアの受入・派遣等の調整訓練
- 消防団・消防署による各種訓練
- 協定団体の協力による物資輸送訓練
- 防災行政用無線の外国語（英語、スペイン語、中国語）放送
- 情報収集・伝達訓練
- 救出救護訓練（救出救護、搬送、応急救護所設置、救助犬による搜索、多数傷病者対応）
- 防災行政用無線による通信訓練、放送訓練
- 防災航空隊による避難誘導等の訓練
- 災害放送、情報発信訓練
- ライフライン（電気・ガス・水道等）の復旧訓練
- 炊き出し訓練
- 情報途絶地域の状況把握訓練
- ペットの同行避難に係る訓練
- 災害対策本部訓練（災害対策本部設置・運営、本部審議等）

8. 参加機関（予定）

- 航空自衛隊 入間基地 中部航空警戒管制団司令部
- 航空自衛隊 中部航空方面隊司令部
- 埼玉県狭山警察署
- 埼玉県
- 埼玉県防災航空隊
- 新潟県佐渡市
- 所沢市
- 飯能市
- 狭山市
- 日高市
- 埼玉西部消防組合
- 一般社団法人 入間地区医師会
- 入間市消防団
- 日本郵便株式会社 狹山郵便局
- 入間市女性防火クラブ
- 一般社団法人 埼玉県トラック協会 いるまの支部
- 一般社団法人 埼玉県LPGガス協会 西部支部入間地区会
- 埼玉レスキューサポート・バイケネットワーク
- NPO法人 日本救助犬協会
- 東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社
- 株式会社NTT東日本一関信越
- JAいるま野
- 入間市衛生自治会
- 狭山地方交通安全協会
- 入間市交通安全母の会連合会
- 入間市赤十字奉仕団
- 入間市民生委員・児童委員協議会
- 入間市国際交流協会
- 入間市アマチュア無線クラブ
- 入間市災害対策協会
- 入間市管工事協同組合
- 入間市水道協会
- 入間電設会
- 入間ケーブルテレビ株式会社
- 株式会社エフエム茶笛
- 入間ガス株式会社
- 大東ガス株式会社
- 社会福祉法人 入間市社会福祉協議会
- サントリーフーズ株式会社
- 株式会社共栄ベンディング
- 株式会社ケーヨー

市対応訓練対象自主防災会

| | |
|--------|--|
| 豊 岡 | 1 : ○高倉、ハイラーク 2 : ○扇町屋第一区、扇町屋第二区、向原団地 |
| 東金子 | 4 区、○5 区、6 区、7 区、17 区、18 区、20 区、 21 区、23 区、26 区 |
| 金 子 | 木蓮寺 |
| 宮寺・二本木 | 南矢荻南部 |
| 藤 沢 | 1 : エバープレイスガーデン 2 : 9 区、10 区、11 区、12 区、○15 区、16 区 |
| 西 武 | 7 区 |

○印は、合同開催の場合の幹事自主防災会

消防署員派遣訓練対象自主防災会

| | |
|--------|--------------------|
| 豊 岡 | 1 : 一番村 2 : 四区西 |
| 東金子 | 1 区 |
| 金 子 | 寺竹 |
| 宮寺・二本木 | 大森 |
| 藤 沢 | 7 区 |
| 西 武 | 1 : 6 区 2 : 8 区 |

健康救護班派遣訓練対象自主防災会

武藏台、西武 5 区、霞川団地、入間ヶ丘

「警戒レベル」を用いた避難勧告等の発令について

平成31年3月に「避難勧告に関するガイドライン（内閣府）」が改定されました。この改定に伴い、市では、災害発生の危険度に応じて「警戒レベル」を用いて、市民が災害の危険度の高まりを直感的に理解でき、適切な避難行動をとれるよう避難情報を提供していきます。

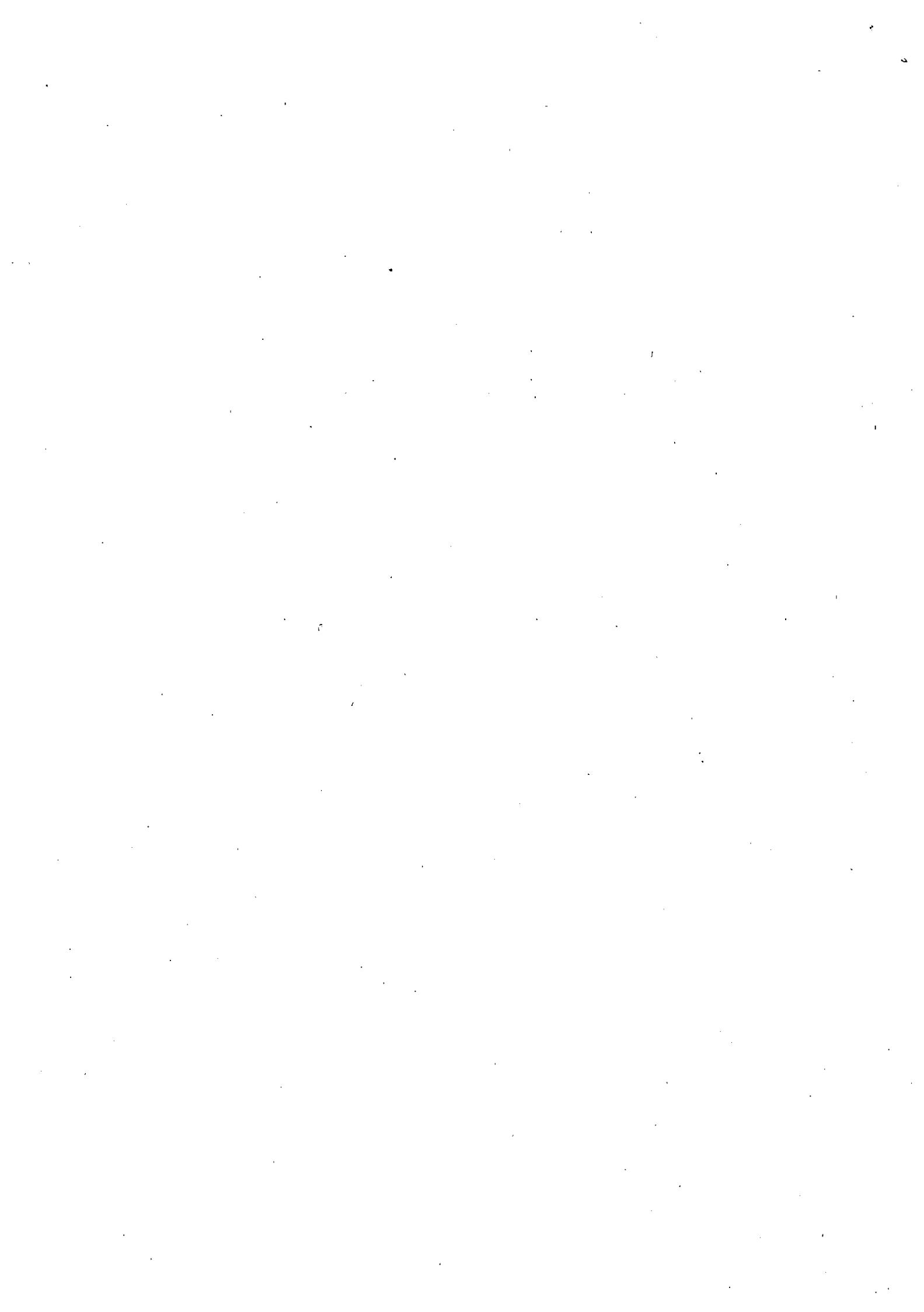
「警戒レベル」とは、災害時に市民がとるべき行動（避難行動等）と、その行動を促す防災情報（防災気象情報・避難情報）を結びつけるものです。

警戒レベル・避難情報と避難行動等

| 警戒レベル | 避難情報 | 避難行動等 | 備考 |
|--------|--------------------|--|--------|
| 警戒レベル1 | 早期注意情報 | ・災害への心構えを高めてください。 | 気象庁が発表 |
| 警戒レベル2 | 洪水注意報 大雨注意報など | ・ハザードマップ等により自らの避難行動を再確認してください。 | 気象庁が発表 |
| 警戒レベル3 | 避難準備・高齢者等 避難開始 | ・避難に時間がかかる高齢者等の要配慮者は避難場所等への立退き避難をしてください。また、その他の人も立退き避難の準備をし、自発的に避難をしてください。 | 市が発令 |
| 警戒レベル4 | 避難勧告 避難指示（緊急）※1 | ・全員が避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとってください。 ・避難場所への避難がかえって危険な場合は「近隣の安全な場所」への立退き避難か、家の中のより安全な場所（2階など）へ移動し屋内安全確保を図ってください。 | 市が発令 |
| 警戒レベル5 | 災害発生情報※2 | ・既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとってください。 | 市が発令 |

※1 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令。

※2 災害発生情報は、災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令。



防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難！

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、

[警戒レベル]を用いた

避難情報が発令されます。

市町村から[警戒レベル③、④]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

警戒レベル
1

心構えを
高める
(気象庁が発表)

警戒レベル
2

避難行動の
確認
(気象庁が発表)

警戒レベル

③

避
難
者
等
は
高
齢
者

避難に時間を
要する人は避難
(市町村が発令)

警戒レベル

④

全員
避難

安全な場所へ
避難
(市町村が発令)

[警戒レベル⑤](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

呼びかけの一例

警戒
レベル
4

避
難
勧
告
の
例

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。

■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

■○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルとるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

るべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

〈避難情報等〉

| 警戒レベル | 避難行動等 | 避難情報等 | 警戒レベル相当情報(例) |
|--------------------------------------|---|--|---|
| 警戒レベル 5 警戒レベル 5 全員避難 | 既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。 | 災害発生情報 ※2 災害が実際に発生していることを、 必要に応じた場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令) | 警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等 |
| 警戒レベル 4 警戒レベル 4 高齢者等は避難 | 速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。 | 避難勧告 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令) | 警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 |
| 警戒レベル 3 警戒レベル 3 高齢者等は避難 | 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令) | 警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等 |
| 警戒レベル 2 警戒レベル 2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。 | 洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表) | これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。 |
| 警戒レベル 1 警戒レベル 1 | 災害への心構えを高めましょう。 | 早期注意情報 (気象庁が発表) | |

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの?

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの?

⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの?

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけて、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード